相模原市戸建住宅耐震診断等補助制度実施要領

（目的）

第１条　この実施要領は、相模原市戸建住宅耐震診断等補助制度要綱（平成２９年４月１日施行。以下「要綱」という。）を実施するための事務手続き等について定めるものとする。

（防火構造改修工事に含まれる工事）

第２条　要綱第２条第５号に規定する防火構造改修工事に含まれる工事は、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第８号の国土交通大臣の認定を受けた外壁の構造のうち屋外側の構造のみの工事とする。

（木造住宅耐震補助制度協力関係団体）

第３条　要綱第４条第２号に規定する木造住宅耐震補助制度連絡調整会は、下表に掲げる団体で構成された組織とする。

団体・法人名
一般社団法人　神奈川県建築士会相模原支部
神奈川建設ユニオン
一般社団法人　神奈川県建築士事務所協会相模原支部
神奈川土建一般労働組合相模原支部
一般社団法人　相模原市建設業協会
相模原市建設組合連合会
首都圏建設産業ユニオン相模原住宅センター

（相模原市耐震診断技術者名簿及び相模原市耐震改修工事技術者名簿への登載）

第４条　市長は、本制度の耐震診断及び耐震改修工事を円滑に実施するため、相模原市木造住宅耐震診断技術者名簿及び相模原市木造住宅耐震改修技術者名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。

２　市長は、次の各号のいずれにも該当する耐震診断技術者に限り、耐震診断技術者名簿に登載することができる。

（１）建築士法の規定による登録がある建築士事務所に所属していること。

（２）市内に所在する建築事務所に所属していること。

（３）相模原市暴力団排除条例（平成２３年相模原市条例第３１号）第２条第３号に規定する暴力団員でないこと。

３　市長は、次の各号のいずれにも該当する耐震改修工事技術者に限り、耐震改修

工事技術者名簿に登載することができる。

（１）市内に所在する事業所に所属していること。

（２）相模原市暴力団排除条例(平成２３年相模原市条例第３１号)第２条第３号に規定する暴力団員でないこと。

４　名簿への登載をしようとする者は、相模原市木造住宅耐震診断技術者名簿登載申請書(第１号様式)又は相模原市木造住宅耐震改修工事技術者名簿登載申請書(第２号様式)及び相模原市木造住宅耐震診断技術者登載票(第１号の２様式)又は相模原市木造住宅耐震改修工事技術者登載票(第２号の２様式)(以下「登載票」という。)並びに暴力団員に該当しないことの誓約書及び同意書(第３号様式)を市長に提出しなければならない。

５　市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、登載することを決定したときは、相模原市木造住宅耐震診断技術者名簿登載通知書(第４号様式)又は相模原市木造住宅耐震改修工事技術者名簿登載通知書(第５号様式)により当該申請者に通知するものとする。

６　耐震診断技術者又は耐震改修工事技術者で登載票の内容の変更を行った者は、遅滞なく相模原市木造住宅耐震診断技術者名簿内容変更届(第６号様式)又は相模原市木造住宅耐震改修工事技術者名簿内容変更届(第７号様式)及び登載票を市長に提出しなければならない。

７　市長は必要に応じ、名簿への登載をしようとする者又は名簿に登載されている者(以下「名簿登載者」という。)が第２項第３号又は第３項第２号に該当するか否かについて、神奈川県警察本部に対して確認を行うことができる。この場合において、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部に提供するときは、暴力団員に該当しないことの誓約書及び同意書により名簿への登載を希望する者又は名簿登載者の同意を得なければならない。

（名簿への登載の取消し）

第５条　市長は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、名簿への登載を取り消すことができる。

（１）偽りその他の不正の手段により名簿への登載をしたとき。

（２）前条第２項又は第３項に該当しなくなったとき。

（３）名簿登載者から名簿登載を取りやめる旨の申出があったとき。

（４）名簿登載者が死亡したとき。

（５）第１０条第２項の規程における登載票の提出がなかったとき。
（６）その他耐震診断技術者及び耐震改修工事技術者としてふさわしくない行為があったと市長が認めるとき。
２　市長は前項の規定において取消しを行った際には、前条第４号の場合を除き登載名簿取消通知書(第８号様式)により行うものとする。
（耐震改修工事技術者と同等の技術を持つ者と市長が認めた者）
第６条　要綱第７条第２項に規定する同等の技術を持つ者と市長が認める者は、建築士法(昭和２５年法律第２０２号)第２条第１項に定められた建築士若しくは同法第１５条に定められた受験資格を有する者で、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成７年１２月２５日建設省令第２８号)第５条第１項に規定する木造耐震資格者講習等の修了者又は神奈川県が主催する木造住宅耐震実務講習会以外の都道府県等の木造住宅耐震実務講習会等を修了した者をいう。
（建築工事に着手した日の取扱い）
第７条　要綱第８条第１号に規定する建築工事に着手した日は、建築基準法(昭和２５年法律第２０１号)第６条の規定による確認済証の交付をした日とすることができるものとする。
（対象住宅の例外等）
第８条　要綱第８条第１項に規定する対象住宅について、次の各号に該当する場合に、それぞれ当該各号に規定する取り扱いとする。
（１）住宅の主要構造部(柱、はり等)の一部に鉄骨を使用しているものは、木造としてみなす。
（２）別棟の自動車車庫、物置等は対象外とする。
（３）耐震診断の評価に影響のない地下車庫のある木造住宅については、木造としてみなす。
（補助金交付の申請、決定及び交付請求）
第９条　要綱第１１条に規定する補助金の交付の申請、決定及び交付請求の方法等について、次のとおり定める。
（１）交付申請書は、事業担当課窓口及び耐震相談会等で配布又は郵送する。
（２）交付申請は、予算の範囲内で市長が別に定める日から受付する。
（３）市は、補助金の交付を決定した者に、交付決定通知書、交付請求書、交付実績報告書及び口座振替依頼書を送付する。

（４）申請及び請求に係る手続きは、持ち込み又は郵送による。

（５）要綱第１１条第１項から第５項の補助金申請に係る要綱第１２条第１項及び第１５条第１項の審査及び検査は当該申請及び請求に係る書類の審査及び職員による現地検査とする。

（耐震診断技術者及び耐震改修技術者の名簿への登載）

第１０条　名簿の取扱いについて、次のとおり定める。

（１）名簿への新規登載は、随時行うものとする。

（２）名簿への登載を継続しようとする名簿登載者は原則として毎年度登載票を市長に提出し、名簿を更新しなければならない。

（３）名簿への登載者は、本制度の趣旨を理解し、要綱、本実施要領を遵守し誠意をもって耐震診断及び耐震改修工事等を実施するものとする。

（耐震診断業務の契約）

第１１条　耐震診断技術者は、補助対象者に対し、予め耐震診断に要する費用の見積額を提示し、了解を得たうえで契約すること。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

（廃止）

２　相模原市木造住宅耐震診断補助制度実施要領(平成２８年４月１日施行)は、廃止する。

附　則

この要領は、平成３１年４月２２日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、現に存する改正前の規定により定められた様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附　則

（施行期日）

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年３月３１日から施行する。